令和2年4月1日

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 利用料金表 (1割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の1割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

☆昼食代として650円別途、ご負担いただきます。

●通常規模型通所介護費 単位1(所要時間5時間以上6時間未満) 1単位あたり10.14円 要介護度 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 要介護1 969単位 通常規模型通所介護費 561単位 663単位 765単位 867単位 入浴介助加算 50単位 個別機能訓練加算 I 46単位 ピ 個別機能訓練加算Ⅱ 56単位 利 サービス提供加算 I 18単位 介護職員処遇改善加算 I 5.90% 介護職員特定処遇改善加算 I 1.20% 1126円 自己負担額 905円 1015円 794円 1237円

●通	●通常規模型通所介護費 単位2(所要時間3時間以上4時間未満) 1単位あたり10.14円						
要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	通常規模型通所介護	費	364単位	417単位	472単位	525単位	579単位
サー	入浴介助加算		50単位				
ピ	個別機能訓練加算 I	_					
ス	個別機能訓練加算 🛭				56単位		
利用	サービス提供加算 I		18単位				
料料	介護職員処遇改善加			5.90%			
	介護職員特定処遇改			1.20%			
	自己負担額		531円	588円	647円	705円	763円

- ※1単位あたり10.14円(7級地)になります。ただし、利用方法によりサービス利用に係る自己負担額が異なる場合がございます。
- その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。
- ※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。
- ○個別機能訓練加算 I 46単位 II 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させて頂きます。

●新総合事業诵所型サービス

	要介護度	事業対象者	要支援1	要支援2	要支援2
サ	介護予防通所介護費	1655単位	1655単位	1655単位	3393単位
ビ	運動機能向上加算	225単位	225単位	225単位	225単位
ス	サービス提供加算 I	72単位	72単位	72単位	144単位
利用	介護職員処遇改善加算I		5.9	90%	
料	介護職員特定処遇改善加算I		1.2	20%	
	サービス利用に係る自己負担額	2120円	2120円	2120円	4086円

- ※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。
- ○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させて頂きます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合、次年度に加算いたします。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、通所介護の提供サービス時間後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。 きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 〒430-0855 浜松市南区楊子町139

電話:053-443-2502 FAX:053-443-2505

令和2年4月1日

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 利用料金表 (2割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の1割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。 ☆昼食代として650円別途、ご負担いただきます。

●通常規模型通所介護費 単位1(所要時間5時間以上6時間未満) 1単位あたり10.14円

要介護度要介護1要介護2要介護3要介護4要介護5通常規模型通所介護費561単位663単位765単位867単位入浴介助加算50単位個別機能訓練加算 I46単位個別機能訓練加算 I56単位サービス提供加算 I18単位介護職員処遇改善加算 I5.90%介護職員特定処遇改善加算 I1809円2030円2251円2474円		● 起前//的快生/运/// /						
サース浴介助加算50単位ビ 個別機能訓練加算 I46単位ス 個別機能訓練加算 II56単位サービス提供加算 I18単位介護職員処遇改善加算 I5.90%介護職員特定処遇改善加算 I1.20%		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
↑ 大浴介助加昇 50単位 個別機能訓練加算 I 46単位 個別機能訓練加算 I 56単位 一 個別機能訓練加算 I 56単位 サービス提供加算 I 18単位 介護職員処遇改善加算 I 5.90% 介護職員特定処遇改善加算 I 1.20%		通常規模型通所介護費	561単位	663単位	765単位	867単位	969単位	
ス 間別機能訓練加算 II56単位サービス提供加算 I18単位介護職員処遇改善加算 I5.90%介護職員特定処遇改善加算 I1.20%	サー	入浴介助加算						
利用 用料 介護職員処遇改善加算 I18単位 5.90% 1.20%	ピ	個別機能訓練加算 I	46単位					
用料 介護職員処遇改善加算 I 5.90% 介護職員特定処遇改善加算 I 1.20%	-	個別機能訓練加算Ⅱ	56単位					
料 介護職員処遇改善加算 I 5.90% 介護職員特定処遇改善加算 I 1.20%		サービス提供加算 I			18単位			
介護職員特定処遇改善加算 I 1.20%		介護職員処遇改善加算 I	5.90%					
自己負担額 1588円 1809円 2030円 2251円 2474円	L.,	介護職員特定処遇改善加算I			1.20%			
		自己負担額	1588円	1809円	2030円	2251円	2474円	

●通	●通常規模型通所介護費 単位2(所要時間3時間以上4時間未満) 1単位あたり10.14円						
	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	通常規模型通所介護費	364単位	417単位	472単位	525単位	579単位	
サー	入浴介助加算		50単位				
F.	個別機能訓練加算 I	-					
ス	個別機能訓練加算Ⅱ			56単位			
利用	サービス提供加算 I	18単位					
料料	介護職員処遇改善加算 I		5.90%				
	介護職員特定処遇改善加算I			1.20%			
	自己負担額	1061円	1175円	1294円	1410円	1525円	

- ※1単位あたり10.14円(7級地)になります。ただし、利用方法によりサービス利用に係る自己負担額が異なる場合がございます。
- その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。
- ※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。
- ○個別機能訓練加算 I 46単位 · II 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させて頂きます。

●新総合事業诵所型サービス

7 9	心口 手未地//主/ しへ				
	要介護度	事業対象者	要支援1	要支援2	要支援2
サ	介護予防通所介護費	1655単位	1655単位	1655単位	3393単位
ビ	運動機能向上加算	225単位	225単位	225単位	225単位
ス	サービス提供加算 I	72単位	72単位	72単位	144単位
利用	介護職員処遇改善加算I		5.9	00%	
料	介護職員特定処遇改善加算 I		1.2	20%	
,	サービス利用に係る自己負担額	4239円	4239円	4239円	8171円

- ※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。
- ○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させて頂きます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合、次年度に加算いたします。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、通所介護の提供サービス時間後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。 きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 〒430-0855 浜松市南区楊子町139

電話:053-443-2502 FAX:053-443-2505

令和2年4月1日

きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 利用料金表 (3割負担の場合)

1、サービス利用料金について

通所介護の提供に際し、あなたが負担する利用料金は、介護保険給付費の1割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。 ☆昼食代として650円別途、ご負担いただきます。

●通常規模型通所介護費 単位1(所要時間5時間以上6時間未満) 1単位あたり10.14円

<u> </u>	● 起前//的快生/运/// /							
	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
	通常規模型通所介護費	561単位	663単位	765単位	867単位	969単位		
サー	入浴介助加算			50単位				
E"	個別機能訓練加算 I	46単位						
ス	個別機能訓練加算Ⅱ	56単位						
利用	サービス提供加算 I			18単位				
料料	介護職員処遇改善加算 I	5.90%						
	介護職員特定処遇改善加算I			1.20%				
	自己負担額	2382円	2714円	3045円	3377円	3711円		

●通	●通常規模型通所介護費 単位2(所要時間3時間以上5時間未満) 1単位あたり10.14円					
	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	通常規模型通所介護費	364単位	417単位	472単位	525単位	579単位
サー	入浴介助加算	50単位				
F.	個別機能訓練加算 I	-				
ス	個別機能訓練加算Ⅱ			56単位		
利用	サービス提供加算 Ι	18単位				
料料	介護職員処遇改善加算 I	5.90%				
	介護職員特定処遇改善加算 I			1.20%		
	自己負担額	1591円	1762円	1941円	2115円	2288円

- ※1単位あたり10.14円(7級地)になります。ただし、利用方法によりサービス利用に係る自己負担額が異なる場合がございます。
- その他、ご利用者様の選択による個別に要する材料費についてはご負担して頂きます。
- ※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。
- ○個別機能訓練加算 I 46単位 · II 56単位

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させて頂きます。

●新総合事業诵所型サービス

712	要介護度	事業対象者	要支援1	要支援2	要支援2
サー	介護予防通所介護費	1655単位	1655単位	1655単位	3393単位
F.	運動機能向上加算	225単位	225単位	225単位	225単位
ス	サービス提供加算 I	72単位	72単位	72単位	144単位
利用	介護職員処遇改善加算I		5.9	90%	
料	介護職員特定処遇改善加算I		1.2	20%	·
	サービス利用に係る自己負担額	6358円	6358円	6358円	12257円

- ※上記及び下記の加算は、一定の要件を満たした場合に加算されます。
- ○運動機能向上加算費(225単位/月)

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動向上プログラムを作成し、日常生活を送るための機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に加算させて頂きます。

○事業所評価加算(120単位/月)

効果的なサービス提供を行ったことにより、利用者様の要支援状態の維持・改善の割合が、一定以上となった場合、次年度に加算いたします。

2、サービス提供時間外の延長サービス利用料金について

ご家族様の送迎で、通所介護の提供サービス時間後に継続して延長サービス(介護保険適用外)を利用することができます。延長サービス料金は介護度に係わらず最低賃金額とし、15分単位で計算させていただきます。

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。 きらら浜松機能訓練デイサービスセンター 〒430-0855 浜松市南区楊子町139

電話:053-443-2502 FAX:053-443-2505